

## 第8節 化学物質の環境安全管理

### 1 化学物質に関する環境調査

#### (1) 概要

化学物質は、様々な用途に有用性をもち、現代生活のあらゆる面で利用されており、人類の生活の向上に多大の寄与をしています。その反面、化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄等の様々な過程で環境中に放出され、環境中の残留、食物連鎖による生物濃縮などを通じて、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。

国においては、平成5年11月に制定した「環境基本法」に基づき平成6年12月に策定した「環境基本計画」の中で、化学物質の環境リスク（環境の保全上の支障を生じさせるおそれ）の低減対策を、環境保全に関する基本的な事項の一つとして明確に位置付けたところであり、環境リスクをできるだけ定量的に評価するとともに、総体として低減させることを目指し、各般の施策を実施することとしています。

化学物質で環境を悪化させてしまった場合、その回復は莫大な労力、金額をかけても容易でないばかりか、時として、取り返しのつかない結果ともなりえます。したがって、環境媒体が化学物質に暴露されることにより、人の健康に悪影響を及ぼすことを未然に防止するため、化学物質の環境中の残留レベルを監視し、必要な場合に対策を講じていくことは必要不可欠です。この観点のもとに本県では、昭和59年度から環境省の委託を受け、化学物質環境実態調査（化学物質エコ調査）を実施しており、現在は平成16年5月に発効した「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」に基づく対象物質や「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」に基づく特定化学物質等についてモニタリング調査を実施しています。

#### (2) 平成25年度環境省委託調査

##### ○ モニタリング調査

POPs条約対象物質及び化審法第1、2種特定化学物質等の環境実態を経年的に把握することを目的とした調査です。（表3-80）

表3-80 モニタリング調査内容（平成25年度）

区分	調査地点	調査対象物質
水質	五反田川及び天降川	POPs等 12物質群
底質	五反田川及び天降川	〃 12物質群
生物	薩摩半島西岸のスズキ	〃 12物質群
大気	鹿児島市	〃 11物質群

### 2 ダイオキシン類対策

#### (1) ダイオキシン類とは

有機塩素系化合物であるPCDD（ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン）、PCDF（ポリ塩化ジベンゾフラン）、コプラナーPCB（コプラナーポリ塩化ビフェニル）の総称で、図3-34に示すような構造をしています。それらは、物質の製造、廃棄等の人為的な過程や、環境中の反応等の自然的な過程を経て、非意図的に生成される物質です。

化学構造の違いによって220種類以上の異性体があり、このうち、毒性があるとみなされているのは29種類であり、特に、2,3,7,8-TCDDは強い発ガン性、催奇形性を持つとい

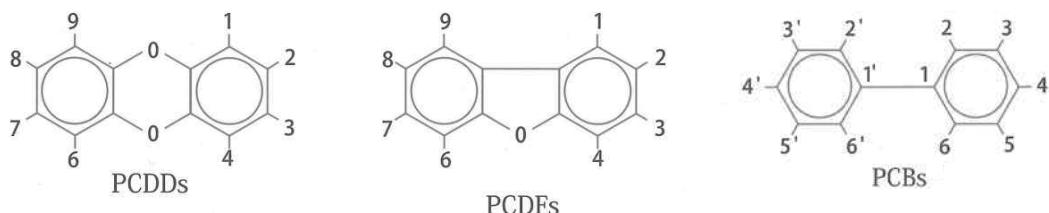
われています。

主な発生源は、ごみ焼却施設などや製鋼用電気炉などです。

環境中への排出を減らすために、これまでダイオキシン類対策特別措置法や、廃棄物処理法、大気汚染防止法に基づき、ごみ焼却施設などに対する排出ガス規制や構造の改善などの対策が進められています。

「ダイオキシン対策推進基本方針」（平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）及びダイオキシン類対策特別措置法第33条第1項に基づき定められた「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」では、「平成22年の排出総量を平成15年度比で約15%削減することとしています。平成22年の推計排出量は平成15年比で約59%の削減がなされ、順調に削減が進んでいるものと評価されています。

図3-34 ダイオキシン類の構造式



## (2) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去等を図り、国民の健康を保護することを目的として、平成11年7月に成立・公布され、平成12年1月から施行された法律です。

まず、耐容一日摂取量（TDI；ヒトが一生涯にわたり連日摂取し続けても健康に対する有害な影響がないと判断される1日体重1kg当たりのダイオキシン類摂取量）が4pg-TEQ/kg体重/日と定められ、大気の汚染・水質の汚濁・底質の汚染・土壤の汚染に係る環境基準（環境中のダイオキシン類濃度の基準）についても、それぞれ、0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下、1pg-TEQ/L以下、150pg-TEQ/g以下、1000pg-TEQ/g以下と定めされました。

さらに、廃棄物焼却炉やアルミニウム合金溶解炉等を特定施設として指定し、特定施設設置者は、排出基準等を遵守するとともに、毎年1回以上ダイオキシン類の濃度を自主測定し県知事へ報告することが義務付けられました。（資料編9-(1)(2)(3))

## (3) 県の取組

### ① ダイオキシン類常時監視調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県（市町及び一部事務組合を含む。）では、平成25年度に大気16地点（2回/年）、公共用水域の水質21地点（1回/年）、底質15地点（1回/年）、地下水27地点（1回/年）、土壤29地点（1回/年）、計108地点のダイオキシン類による汚染の状況について、常時監視調査を実施しました。

その結果、全ての地点で環境基準を達成しました。（表3-81）

表3-81 ダイオキシン類常時監視調査結果（平成25年度）

環境媒体	調査の種類 又は 地域分類(水域群)	調査 地点数	調査結果			全国 平均値	環境基準	単位
			平均値	最小値	最大値			
大気 (注1)	全体	16	0.017	0.0043	0.044	0.027	0.6以下	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
	一般環境	4	0.012	0.0089	0.016			
	発生源周辺(注3)	10	0.021	0.0043	0.044			
	沿道	2	0.012	0.0089	0.018			
公共用 域水質 (注2)	全体	21	0.058	0.024	0.31	0.20	1以下	pg-TEQ/L
	河川	15	0.067	0.025	0.31			
	湖沼	1	0.024	0.024	0.024			
	海域	5	0.027	0.025	0.031			
公共用 域底質 (注2)	全体	15	1.1	0.19	3.2	6.8	150以下	pg-TEQ/g
	河川	9	0.29	0.19	0.46			
	湖沼	1	3.0	3.0	3.0			
	海域	5	2.1	0.24	3.2			
地下水(注2)		27	0.045	0.024	0.33	0.049	1以下	pg-TEQ/L
土壤(注2)		29	1.4	0.0063	6.6	2.6	1000以下	pg-TEQ/g

注1) 大気：環境基準の評価となる夏季及び冬季を含む年2回の調査

注2) 公共用海域(水質、底質)、地下水質及び土壤：各地点年1回の調査

注3) 発生源周辺：廃棄物処理施設の周辺地域

注4) 全国平均値は平成24年度の調査結果。

## ② 焼却施設等のダイオキシン対策

### ア 特定施設設置者による測定状況

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却施設などダイオキシン類を排出する施設(特定施設)の設置者は年1回以上の測定(自主測定)を実施し、その結果を知事に報告しなければならないとされています。

平成25年度中に測定を実施し、報告のあった廃棄物焼却施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果は、0ng-TEQ/m<sup>3</sup>N～8.0ng-TEQ/m<sup>3</sup>Nの範囲にあり、全ての施設で排出基準に適合していました。(表3-82、表3-84)

また、ばいじん及び焼却灰の測定結果は、それぞれ0ng-TEQ/g～15ng-TEQ/g、0ng-TEQ/g～6.9ng-TEQ/gの範囲にありました。

なお、ばいじんと焼却灰については、排出基準は定められていませんが、埋立処分等を行う場合に、処理基準(3ng-TEQ/g)が適用されることから、設置者に対し適正処理について指導を行っています。

廃棄物焼却炉以外の特定施設3施設(アルミニウム合金溶解炉(うち1施設休止中)、クラフトパルプ漂白施設)についても、設置者による測定結果は排出基準に適合していました。

**表3-82 廃棄物焼却施設に係る設置者による測定の状況**

区分	50kg/h以上 100kg/h未満	100kg/h以上 200kg/h未満	200kg/h以上 2000kg/h未満	2000kg/h以上 4000kg/h未満	計
届出焼却炉数	19	74	48	23	164
稼働炉数	18	58	39	22	137
排出ガス ばいじん	測定炉数	18	58	39	22
	実施率(%)	100%	100%	100%	100%
焼却灰 ばいじん	測定炉数	測定可能炉数:1 1	測定可能炉数:35 35	測定可能炉数:34 34	測定可能炉数:22 22
	実施率(%)	100%	100%	100%	100%
焼却灰 ばいじん	測定炉数	測定可能炉数:17 17	測定可能炉数:57 57	測定可能炉数:35 35	測定可能炉数:18 18
	実施率(%)	100%	100%	100%	100%

注1) 焼却能力が50kg/h未満で火床面積が0.5m<sup>2</sup>以上の施設については、焼却能力が50kg/h以上100kg/h未満の欄に計上している。

注2) 届出事業場数は、焼却能力の異なる複数の炉を設置している事業場があるため、合計は一致しない。

注3) 稼働炉数とは、年間を通じて休止・建設中以外の稼働中の焼却炉であり、かつ、設置後1年以上経過したものの数。

注4) 測定可能炉数とは、ばいじんについては、稼働炉数から集塵装置がない施設数、ばいじんの発生が僅かで測定できなかった施設数を除いた施設数である。焼却灰については、稼働炉数から構造上焼却灰の発生がない流動床炉の施設数等を除いた施設数である。

#### イ 行政による立入調査結果

ダイオキシン類対策特別措置法等の適正な施行を確保するため、県は立入調査を実施しています。

平成25年度は、廃棄物焼却施設の排出ガス（7施設）と廃棄物最終処分場の放流水（7施設）及び地下水（7施設）の立入調査を実施しました。

調査結果は、全ての施設で排出基準（地下水については環境基準）に適合していました。（表3-83、表3-84）

**表3-83 立入調査結果の概要**

区分	施設数	測定結果の範囲	排出基準等超過施設数
廃棄物焼却炉	7	0.00011～8.6ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0
廃棄物 最終処分場	放流水	0～0.060pg-TEQ/L	0
	地下水	0.000017～0.00094pg-TEQ/L	0

**表3-84 ダイオキシン類に係る各種基準**

1 環境基準	大 気	水 質	水底の底質	土 壤
	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	1pg-TEQ/L 以下	150pg-TEQ/g 以下	1,000pg-TEQ/g 以下
2 排出基準				
(1) 大気排出基準				
① アルミニウム合金の溶解炉				
新 設 施 設		既 存 施 設		
H12. 1. 15～		～H14. 11. 30		H14. 12. 1～
	1ng-TEQ/m <sup>3</sup>	20ng-TEQ/m <sup>3</sup>		5ng-TEQ/m <sup>3</sup>
② 廃棄物焼却炉（火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力50kg/h以上）				
規 模	新 設 施 設	既 存 施 設		
	H12. 1. 15～	～H13. 1. 14	H13. 1. 15～H14. 11. 30	H14. 12. 1～
	4t/h以上	0. 1ng-TEQ/m <sup>3</sup>	基準の適用を猶予	1ng-TEQ/m <sup>3</sup>
	2～4t/h未満	1ng-TEQ/m <sup>3</sup>		5ng-TEQ/m <sup>3</sup>
2t/h未満	5ng-TEQ/m <sup>3</sup>	10ng-TEQ/m <sup>3</sup>		
(2) 水質排出基準				
① クラフトパルプの漂白施設 10pg-TEQ/L (H12. 1. 15から適用)				
3 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準				
対象物	ばいじん及び焼却灰その他の燃えがら、廃ガス洗浄施設汚泥、これらの廃棄物を処分するために処理したもの			
	新 設 施 設		既 存 施 設	
	H12. 1. 15～	～H14. 11. 30	H14. 12. 1～	
	3ng-TEQ/g	基準の適用を猶予	3ng-TEQ/g※	
※セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものについては基準を適用しない。				
4 廃棄物最終処分場の維持管理基準				
対象施設 放流水の 基 準	一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場			
	新 設 施 設		既 存 施 設	
	H12. 1. 15～	～H13. 1. 14	H13. 1. 15～	
	10pg-TEQ/L	基準の適用を猶予	10pg-TEQ/L	

### 3 内分泌かく乱化学物質等対策

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）は、正式には外因性内分泌かく乱化学物質といい、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を意味します。

環境省は、平成10年5月（平成12年11月改訂）に内分泌かく乱化学物質に関する基本的な考え方、今後の対応方針等、環境ホルモン作用が疑われる67物質（改訂後65）をリストアップした「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」を策定しました。これに沿って化学物質の内分泌系への作用に関する研究の推進、試験法開発及び試験の実施等を行い、新たな科学的知見が蓄積されました。平成17年3月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-ExTEND2005-」を、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応-ExTEND2010-」を取りまとめ、平成22年度からはこれに基づき調査研究等を推進しています。

県では、内分泌かく乱化学物質については、人の健康への影響について未解明な部分が多く、多岐な分野にわたることから「内分泌かく乱化学物質等情報交換検討会」の関係各課において監視調査や残留農薬試験等を実施するとともに、情報の提供、収集を行っています。

### 4 P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）

Pollutant Release and Transfer Registerの略称で、有害性のある多種多様な化学物質

が、どのような発生源から、どれくらいの環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する制度のことです。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が制定され、このP R T R制度が導入されました。これにより、平成14年4月以降、対象業種（製造業など23業種）のうち、一定の要件を満たす事業者は、第一種指定化学物質（ベンゼン、ダイオキシン類など354物質）の環境への排出量等を、都道府県を経由して国への届出が義務付けられ、国や県は届出情報を集計・公表しています。（平成22年度以降把握の対象となる第一種指定化学物質は462物質、対象業種は24業種）

平成25年度には平成24年度の排出量・移動量について県内459の事業所から届出がありました。

事業者から届出のあった平成24年度の本県の排出量・移動量の全体の内訳は、総排出量・移動量約711トンに対して総排出量約508トン、総移動量約203トンとなっています。

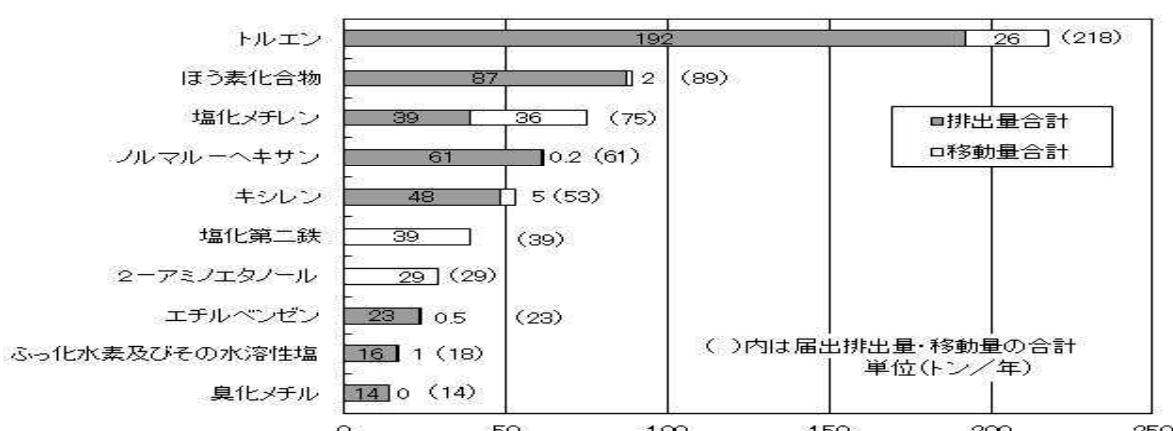
排出の内訳は、大気への排出397トン（総排出・移動量比56%）、公共用水域への排出110トン（同15%）、土壤への排出0.77トン（同0.1%）、事業所内での埋め立て処分0トン（同0%）です。

また、移動の内訳は事業所外への廃棄物としての移動203トン（同29%）、下水道への移動0.005トン（同0.001%）となっています。（表3-85、図3-35）

**表3-85 排出量・移動量の業種別届出状況（平成24年度）**

業種	届出数	業種	届出数
金属鉱業	1	その他の製造業	1
製造業	食料品製造業	電気業	26
	飲料・たばこ・飼料製造業	ガス業	0
	酒類製造業	下水道業	25
	繊維工業	鉄道業	0
	木材・木製品製造業	倉庫業	6
	パルプ・紙・紙加工品製造業	石油卸売業	13
	出版・印刷・同関連産業	燃料小売業	264
	化学工業	洗濯業	1
	農薬製造業	自動車整備業	1
	石油製品・石炭製品製造業	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	34
	プラスチック製品製造業	産業廃棄物処分業	7
	ゴム製品製造業	特別管理産業廃棄物処分業	1
	窯業・土石製品製造業	医療業	1
	非鉄金属製造業	高等教育機関	2
	金属製品製造業	自然科学研究所	2
	一般機械器具製造業		
	電気機械器具製造業		
	輸送用機械器具製造業		
	船舶製造・修理、舶用機関製造業	合計	459

**図3-35 届出排出量・移動量の上位物質とその量（平成24年度）**



※各化学物質毎の( )の数値と内訳は、端数の関係で異なることがあります。

## 第9節 騒音・振動、悪臭等の防止

### 1 騒音の現状と対策

#### (1) 現状

騒音については、環境基本法に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として「騒音に係る環境基準」、「航空機騒音に係る環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」について定められており、また、騒音規制法に基づき、「特定工場等から発生する騒音」及び「特定建設作業に伴って発生する騒音」などについて規制がなされています。

本県においては、平成26年3月末現在で「騒音に係る環境基準」については19市8町の地域において、「航空機騒音に係る環境基準」については鹿児島空港及び鹿屋飛行場周辺の2市の地域において、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」については沿線5市の地域において類型指定を行っています。

また、騒音規制法に基づく「特定工場等から発生する騒音」及び「特定建設作業に伴って発生する騒音」などの規制については、県内全市町村のほぼ全域において、規制する地域の指定及び規制基準の設定がなされています。

さらに、県公害防止条例により、特定施設の騒音や飲食店等の深夜営業騒音・拡声機騒音等について規制を行っています。（資料編10－(11)(12)(13)）

#### ① 環境基準の達成状況

平成25年度の騒音測定結果は、図3－36、表3－86のとおりです。

一般地域（道路に面する地域以外の地域）については、4市において測定がなされ、2つの時間帯（昼間・夜間）とも環境基準を達成していた測定地点は全測定地点の92.0%，いずれかの時間帯で環境基準を達成しなかった地点は8.0%でした。

また、道路に面する地域については、道路端から50m以内で環境基準を達成していた戸数の割合は、県が騒音を測定した地域内の全戸数のうち、二つの時間帯とも達成していたのは100%でした。

平成25年度に実施した鹿児島空港及び鹿屋飛行場周辺の航空機騒音の調査結果は、表3－87、表3－88のとおり、全調査地点が環境基準を達成していました。

（資料編10－(3), (4)）

平成25年度に実施した九州新幹線の新幹線鉄道騒音の調査結果は、表3－89、表3－90のとおりで、達成率は86.6%（13／15地点達成）でした。また、新幹線鉄道振動の調査結果は表3－91のとおりで、全ての地点が「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」の指針値以下でした。（資料編10－(5), (6)）

図 3-36 騒音測定結果（平成25年度）

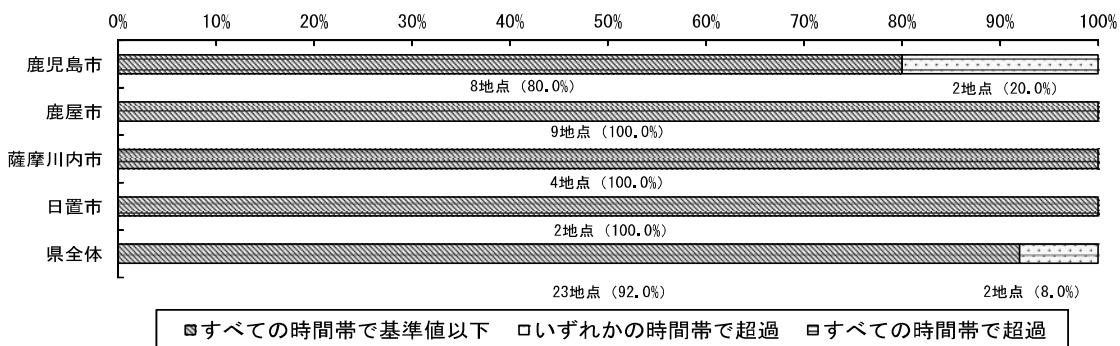


表 3-86 騒音測定結果（平成25年度）

道路に面する地域（平成25年度自動車騒音常時監視結果）

調査主体	区分	評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	評価結果(全体)					
				住居等戸数 (戸)	昼・夜		昼間		夜間
					達成戸数 (戸)	達成率	達成戸数 (戸)	達成率	達成戸数 (戸)
県	一般国道	16.9	7	445	445	100.0%	445	100.0%	445
	県道	5.4	2	356	356	100.0%	356	100.0%	356
	合計	22.3	9	801	801	100.0%	801	100.0%	801
鹿児島市	高速自動車国道	17.0	3	1,089	1,067	98.0%	1,074	98.6%	1,071
	一般国道	100.6	28	12,840	12,118	94.4%	12,228	95.2%	12,127
	県道	256.2	74	25,745	23,985	93.2%	24,213	94.0%	24,255
	市町村道	20.7	14	13,188	13,085	99.2%	13,116	99.5%	13,091
	合計	394.5	119	52,862	50,255	95.1%	50,631	95.8%	50,544
枕崎市	一般国道	2.0	2	347	347	100.0%	347	100.0%	347
	合計	2.0	2	347	347	100.0%	347	100.0%	347
阿久根市	一般国道	11.3	5	422	355	84.1%	405	96.0%	355
	県道	5.3	2	598	531	88.8%	581	97.2%	531
	合計	16.6	7	1,020	886	86.9%	986	96.7%	886
出水市	一般国道	2.8	2	320	294	91.9%	305	95.3%	295
	合計	2.8	2	320	294	91.9%	305	95.3%	295
指宿市	一般国道	2.0	1	295	295	100.0%	295	100.0%	295
	合計	2.0	1	295	295	100.0%	295	100.0%	295
垂水市	県道	1.3	1	159	159	100.0%	159	100.0%	159
	合計	1.3	1	159	159	100.0%	159	100.0%	159
薩摩川内市	一般国道	1.5	4	245	186	75.9%	186	75.9%	245
	合計	1.5	4	245	186	75.9%	186	75.9%	245
日置市	一般国道	13.7	9	790	789	99.9%	789	99.9%	789
	合計	13.7	9	790	789	99.9%	789	99.9%	789
曾於市	県道	9.9	6	421	421	100.0%	421	100.0%	421
	合計	9.9	6	421	421	100.0%	421	100.0%	421
いちき串木野市	一般国道	13.6	3	1,162	1,159	99.7%	1,159	99.7%	1,162
	合計	13.6	3	1,162	1,159	99.7%	1,159	99.7%	1,162
南さつま市	一般国道	8.5	9	952	950	99.8%	950	99.8%	951
	合計	8.5	9	952	950	99.8%	950	99.8%	951
志布志市	県道	2.3	3	270	269	99.6%	269	99.6%	269
	合計	2.3	3	270	269	99.6%	269	99.6%	269
奄美市	一般国道	2.7	2	1,421	1,400	98.5%	1,400	98.5%	1,421
	県道	0.4	1	413	413	100.0%	413	100.0%	413
	合計	3.1	3	1,834	1,813	98.9%	1,813	98.9%	1,834
南九州市	一般国道	2.2	4	211	211	100.0%	211	100.0%	211
	県道	0.5	1	101	101	100.0%	101	100.0%	101
	合計	2.7	5	312	312	100.0%	312	100.0%	312
伊佐市	一般国道	2.9	3	279	279	100.0%	279	100.0%	279
	合計	2.9	3	279	279	100.0%	279	100.0%	279
県全体	高速自動車国道	17.0	3	1,089	1,067	98.0%	1,074	98.6%	1,071
	一般国道	180.7	79	19,729	18,828	95.4%	18,999	96.3%	18,922
	県道	281.3	90	28,063	26,235	93.5%	26,513	94.5%	26,505
	市町村道	20.7	14	13,188	13,085	99.2%	13,116	99.5%	13,091
	合計	499.7	186	62,069	59,215	95.4%	59,702	96.2%	59,589
									96.0%